

北海道函館方面公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、森町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年2月10日

北海道函館方面公安委員会委員長 宮崎 加奈古

1 合意した者

- (1) 函館バス株式会社
- (2) 北海道函館方面公安委員会
- (3) 森町長
- (4) 北海道運輸局函館運輸支局長
- (5) 北豊興業株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、函館バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	上下線別	所在地
1	渡島信用金庫本店	下り	茅部郡森町字御幸町115番地先
2	森川町二区	上り	茅部郡森町字森川町280番地先
3	石倉	下り	茅部郡森町字石倉町514番地先
4	本石倉	下り	茅部郡森町字石倉町179番地先
5	下濁川	下り	茅部郡森町字石倉町167番地先
6	三岱入口	上り	茅部郡森町字濁川町165番地3先
7	濁川	上り	茅部郡森町字濁川町197番地先
8	楓橋	上り	茅部郡森町字濁川町29番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる森町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
北豊興業株式会社	森町コミュニティバス